

瀬戸内市ダイバーシティ社会を推進する条例

瀬戸内市が、全ての人のために住みやすく、豊かで活力に満ちたまちとして発展するには、生物学的な性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、全ての人が個性を発揮できるまちであることが必要です。

市、市民及び事業者がそれぞれの責務を果たし、協働して、互いの違いや共通点を認め合い、全ての人が孤立せず、自分らしく生きることができるよう、ダイバーシティ社会を推進するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、ダイバーシティ社会を推進するに当たり、その基本理念及びその推進を図るために基本となる事項を定め、全ての人が自分らしく安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) ダイバーシティ社会 生物学的な性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、全ての人が個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、それぞれの違いや共通点を認め合う社会をいいます。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいいます。
- (3) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他団体をいいます。
- (4) 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心が、異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等、どのような性を対象とするかの指向をいいます。
- (5) 性自認 自己の性別についての認識をいいます。
- (6) ワーク・ライフ・バランス 働く全ての人が、仕事と育児や介護、趣味や学習、地域活動といった仕事以外の生活との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方をいいます。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手、親族その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的及び性的な暴力

をいいます。

- (8) ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為をいいます。

- (9) ハラスメント 他者に対する発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手及び周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいいます。

- (10) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 市は、次の基本理念に基づきダイバーシティ社会を推進します。

- (1) 全ての人が、個人としての尊厳が重んぜられること、生物学的な性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無、人種、国籍等の違いによる差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の個人の権利が尊重されること。
- (2) 全ての人が、性別による役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- (3) 全ての人が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における様々な政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 全ての人が、家庭において、子の教育、家族の介護その他家庭生活における活動と地域、職場等における活動を相互の協力と社会の支援のもと両立できること。
- (5) 全ての人が、互いの身体的特徴及び生物学的な性別についての理解を深め、対等な関係のもと、互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 全ての人が、主体的にダイバーシティ社会の推進に取り組むこと。
- (7) 市は、国内及び国際社会の取組と協調し、市内外の事業者と連携すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、ダイバーシティ社会の推進に関する施策

(積極的 改善 措置を含む。以下同じ。)を策定 し、及び実施します。

- 2 市は、前項 の施策の策定 及び実施のために必要 な調査 及び研究 をするものとします。

- 3 市は、第1項 の施策を実施するに当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体 と連携 し、協力 して取り組みます。

(市民の責務)

第5条 市民は、あらゆる分野の活動 において、ダイバーシティ社会 について理解を深め、その推進 に努めるものとします。

- 2 市民は、市が実施するダイバーシティ社会 の推進 に関する施策に協力 し、共に実現 するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者 は、ダイバーシティ社会 について理解を深め、事業 活動 及び運営 を行うに当たっては、その推進 に努めるとともに、就労者 が能力 を発揮できるよう雇用の分野における均等 な機会及び待遇 の確保に努めるものとします。

- 2 事業者 は、就労者 がワーク・ライフ・バランスを実現 できる職場 環境 の整備に努めるものとします。

- 3 事業者 は、市が実施するダイバーシティ社会 の推進 に関する施策に協力 し、共に実現 するよう努めるものとします。

(推進体制の整備)

第7条 市は、ダイバーシティ社会 の推進 に関する施策を総合的 かつ計画的 に推進 するため、市長 を長 とする推進 体制 を整備します。

(積極的 改善 措置)

第8条 市は、ダイバーシティ社会 を推進 する上で積極的 改善 措置が重要 であることと鑑み、市民及び事業者 と協力 し、格差是正のために必要 な措置が講ぜられるよう努めます。

(差別的取扱いの禁止等)

第9条 全ての人は、生物学的 な性別、性的 指向、性自認、年齢、障 がいの有無、人種、国籍 等の違いに起因する人権 侵害 をしてはなりません。

- 2 全ての人は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為及びあらゆるハラスメントをしてはなりません。

- 3 全ての人は、他人の性的 指向又は性自認に関して、公表 を強制 し、若しくは禁止

し、又は本人の意に反して公^{また ほんにん い はん おおやけ}に^はしてはなりません。

- 4 全ての人は、情報^{すべ ひと じょうほう はっしん あ}の発信に当たって、生物学的^{せいぶつがくてき}な性別^{せいべつ}、性的指向^{せいてきしこう}、性自認^{せいじにん}、年齢^{ねんれい}、障^{しょう}がいの有無^{う む}、人種^{じんしゅ}、国籍^{こくせきとう}等の違い^{ちが}に起因^{きいん}する不当^{ふとう}な差別的取扱い^{さべつてきとりあつか}を助長^{じょちょう}することのないよう十分^{じゅうぶん}に配慮^{はいりよ}しなければなりません。
- (基本計画^{きほん けいかく}の策定^{さくてい})

第10条^{だい じょう} 市長^{しちょう}は、ダイバーシティ社会^{しゃかい}の推進^{すいしん}に関する施策^{しかく}を総合的^{そうごうてき}かつ計画的^{けいかくてき}に推進^{すいしん}するための基本計画^{きほん けいかく}(以下「基本計画^{きほん けいかく}」という。)を策定^{さくてい}するものとします。

- 2 基本計画^{きほん けいかく}は、次に掲げる事項^{つぎ かが じこう}について定めるものとします。
- (1) 総合的^{そうごうてき}かつ長期的^{ちやうきてき}に講ずべきダイバーシティ社会^{しゃかい}の推進^{すいしん}に関する施策^{しかく}の大綱^{たいこう}
- (2) 前号^{ぜんごう}に掲げるもののほか、ダイバーシティ社会^{しゃかい}の推進^{すいしん}に関する施策^{しかく}を総合的^{そうごうてき}かつ計画的^{けいかくてき}に推進^{すいしん}するために必要^{ひつよう}な事項^{じこう}

- 3 市長^{しちょう}は、基本計画^{きほん けいかく}の策定^{さくてい}に当たっては、瀬戸内市ダイバーシティ社会^{せとうちし しゃかいすいしんしんぎかい}推進審議会^{せとうちし じやうれい}(瀬戸内市ダイバーシティ社会^{せとうちし しゃかいすいしんしんぎかい}推進審議会^{せとうちし じやうれい}条例^{だいい} 第3号)

第1条^{だい じょう}の規定^{きてい}により設置^{せつち}する瀬戸内市ダイバーシティ社会^{せとうちし しゃかいすいしんしんぎかい}推進審議会^{せとうちし じやうれい}をいう。)の意見^{いけん}を聴くものとします。

- 4 市長^{しちょう}は、基本計画^{きほん けいかく}の策定^{さくてい}に当たっては、市民^{しみん}及び事業者^{およ じぎやうしゃ}の意見^{いけん}を反映^{はんえい}することができ、きよう適切^{てきせつ}な措置^{そち}を講ずるものとします。

- 5 市長^{しちょう}は、基本計画^{きほん けいかく}を策定^{さくてい}し、又は変更^{また へんこう}したときは、これを公表^{こうひやう}するものとします。

(広報啓発^{こうほうけいはつ})

第11条^{だい じょう} 市及び事業者^{し およ じぎやうしゃ}は、ダイバーシティ社会^{しゃかい}に対する理解^{りかい}と関心^{かんしん}を深めるために必要^{ひつよう}な広報^{こうほう}及び啓発^{およ けいはつ}活動^{かつどう}に努めるものとします。

(相談^{そうだん}及び苦情^{くじやう}の対応^{たいおう})

第12条^{だい じょう} 市長^{しちょう}は、生物学的^{せいぶつがくてき}な性別^{せいべつ}、性的指向^{せいてきしこう}、性自認^{せいじにん}、年齢^{ねんれい}、障^{しょう}がいの有無^{う む}、人種^{じんしゅ}、国籍^{こくせきとう}等の違い^{ちが}による差別的取扱い^{さべつてきとりあつか}その他のダイバーシティ社会^{た だい ばー し て い しゃかい}の実現^{じつげん}を阻害^{そがい}する人権侵害^{じんけんしんがい}について相談^{そうだん}又は苦情^{また ぐじやう}を受けたときは、関係機関^{かんけいきかん}と連携^{れんけい}し、解決^{かいけつ}に努め^{つと}めます。

(被害者の保護^{ひがいしゃ ぼご})

第13条^{だい じょう} 市長^{しちょう}は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為^{こうい}による権利侵害^{けんりしんがい}があったと認められる場合には、他の行政^{みと ばあい}機関等^{た ぎやうせいきかん とう}と連携^{れんけい}して被害者の保護^{ひがいしゃ ぼご}、相談^{そうだん}その他必要^{た ひつよう}な措置^{そち}を講ずるものとします。

(^{いにん}委任)

^{だい}第14条 ^{じょう}この^{じょうれい}条例^{さだ}に定めるもののほか、この^{じょうれい}条例^{しこう}の施行^{ひつよう}について必要^{じこう}な事項は、
^{きそく}規則^{さだ}で定めます。

^ふ附^{そく}則

(^{しこう}施行^{きじつ}期日)

1 ^{じょうれい}この^{れいわ}条例^{ねん}は、令和^{がつ}7年^{にち}4月^{しこう}1日^{しこう}から施行する。

(^{せとうちし}瀬戸内市^{だんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい}男女共同参画推進^{はいし}条例^{はいし}の廃止)

2 ^{せとうちし}瀬戸内市^{だんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい}男女共同参画推進^{へいせい}条例^{ねんせとうちし}(平成^{じょうれいだい}17年^{ごう}瀬戸内市^{はいし}条例^{はいし}第25号)は、廃止する。